

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月12日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

【会社名】 京阪電気鉄道株式会社

【英訳名】 Keihan Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 好文

【本店の所在の場所】 大阪府枚方市岡東町173番地の1
大阪市中央区大手前1丁目7番31号（本社事務所）

【電話番号】 06（6944）2527

【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理部長 城野 教雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル内

【電話番号】 03（3213）4631

【事務連絡者氏名】 経営統括室 総務部 東京事務所長 依田 武

【縦覧に供する場所】 京阪電気鉄道株式会社 本社事務所
（大阪市中央区大手前1丁目7番31号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期 連結累計期間	第94期 第3四半期 連結累計期間	第93期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益 (百万円)	196,228	216,979	294,906
経常利益 (百万円)	18,426	25,038	27,435
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	13,718	19,520	17,864
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	16,452	20,861	26,380
純資産額 (百万円)	180,608	207,927	190,513
総資産額 (百万円)	662,747	667,973	664,236
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	24.40	34.73	31.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.9	30.7	28.3

回次	第93期 第3四半期 連結会計期間	第94期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.90	10.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等を含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(不動産業)

従来持分法適用関連会社であった(株)大阪マーチャンダイズ・マートは、株式の追加取得により子会社となったため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動を行って、業績の向上に努めました結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は2,169億7千9百万円（前年同期比207億5千1百万円、10.6%増）、営業利益は272億9千3百万円（前年同期比65億8千2百万円、31.8%増）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は250億3千8百万円（前年同期比66億1千1百万円、35.9%増）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等を控除した親会社株主に帰属する四半期純利益は195億2千万円と、前年同期に比較して58億1百万円（42.3%）の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を一部変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

当第3四半期連結累計期間のセグメント別の状況

	営業収益			営業利益		
	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減率	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
運輸業	67,962	70,842	4.2	7,022	9,952	41.7
不動産業	41,148	56,253	36.7	7,785	10,152	30.4
流通業	73,712	74,646	1.3	2,509	2,159	14.0
レジャー・サービス業	23,005	24,846	8.0	3,288	5,009	52.4
その他の事業	1,296	1,315	1.5	9	8	-
計	207,124	227,905	10.0	20,615	27,264	32.2
消 去	10,896	10,926	-	94	28	-
連 結	196,228	216,979	10.6	20,710	27,293	31.8

運輸業

鉄道事業における当第3四半期連結累計期間の当社の運輸成績は、総旅客数は2億1,889万人と、前年同期に比較して601万人（2.8%）の増加となり、これに伴い、当社の旅客運輸収入は382億6千2百万円（前年同期比2.8%増）、これに運輸雑収を加えた鉄軌道事業営業収益は408億1千万円と、前年同期に比較して11億8千8百万円（3.0%）の増収となりました。

これらの結果、運輸業全体の営業収益は708億4千2百万円と、前年同期に比較して28億8千万円（4.2%）の増収となり、営業利益は99億5千2百万円と、前年同期に比較して29億2千9百万円（41.7%）の増益となりました。

(参考) 提出会社の運輸成績

種別	単位	当第3四半期連結累計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
			対前年同期増減率		
営業日数	日	275	%		
営業キロ	キロ	91.1	-		
客車走行キロ	千キロ	68,785	0.1		
旅客 人員	定期	千人	106,076	1.9	
	定期外	"	112,816	3.7	
	計	"	218,892	2.8	
旅客 運輸 収入	旅客 収入	定期	百万円	12,191	1.9
		定期外	"	26,071	3.2
		計	"	38,262	2.8
	手小荷物運賃	"	0	18.5	
	合計	"	38,262	2.8	
運輸雑収	"	2,547	6.1		
収入計	"	40,810	3.0		

不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「けいはんな公園都市」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、関西圏で「ザ・京都レジデンス 四条河原町」「ファインフラッツ南森町」「ファインフラッツ天王寺アーバネックス」「ザ・大阪レジデンス 梅田」などを、首都圏で「品川タワーレジデンス」「世田谷千歳台ガーデン&レジデンス」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、積極的な営業活動を展開し、既存の賃貸ビルの稼働率向上に努めました。

これらの結果、不動産業全体の営業収益は562億5千3百万円と、前年同期に比較して151億5百万円(36.7%)の増収となり、営業利益は101億5千2百万円と、前年同期に比較して23億6千6百万円(30.4%)の増益となりました。

流通業

ストア業におきましては、前連結会計年度に開業した「ユニクロ関西空港出国エリア店」や「SWEETS BOX ピーンズ武蔵浦和店」などが通期で寄与いたしましたほか、平成27年7月17日に「MUJI com ekimo 梅田店」を、平成27年9月28日に「SWEETS BOX 西武池袋店」を、平成27年10月13日に「SWEETS BOX エチカ池袋店」を出店するなど、積極的な店舗展開に努めました。

また、前連結会計年度に株式取得により連結子会社とした㈱ピオ・マーケットが通期で寄与いたしました。

これらの結果、流通業全体の営業収益は746億4千6百万円と、前年同期に比較して9億3千3百万円(1.3%)の増収となりましたが、百貨店業やショッピングモールの経営において、改装に伴い一部店舗を閉鎖したことなどにより、営業利益は21億5千9百万円と、前年同期に比較して3億5千万円(14.0%)の減益となりました。

レジャー・サービス業

ホテル事業におきましては、活況を呈するユニバーサル・スタジオ・ジャパンに隣接する「ホテル京阪ユニバーサル・タワー」「ホテル京阪ユニバーサル・シティ」が引き続き好調に推移いたしましたほか、その他の各ホテルにおいても積極的な営業活動を行い、ビジネス需要及び国内外からの観光需要の取込みを図りました。また、「ホテル京阪京都」をはじめ、「ホテル京阪天満橋」「ホテル京阪ユニバーサル・タワー」「京都センチュリーホテル」及び「琵琶湖ホテル」において客室のリニューアルを実施するなど、一層の競争力の強化に努めました。

これらの結果、レジャー・サービス業全体の営業収益は248億4千6百万円と、前年同期に比較して18億4千1百万円(8.0%)の増収となり、営業利益は50億9百万円と、前年同期に比較して17億2千1百万円(52.4%)の増益となりました。

その他の事業

その他の事業全体の営業収益は13億1千5百万円と、前年同期に比較して1千9百万円(1.5%)の増収となり、営業損失は8百万円と、前年同期に比較して1千8百万円の悪化となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させていくためには、鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有及び経営の品格の向上、多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、及び安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

企業価値向上のための取組み

京阪グループを取り巻く社会・経済環境は、人口減少、消費者の価値観の変化、訪日外国人旅行者の急増など、歴史的転換期を迎えております。こうした社会・経済環境の変化に機敏に対応していくため、京阪グループは、次の100年に向けた新たなステージ、いわば「第2の創業ステージ」に立ち、創業の精神を基点に次の世代に必要とされ社会に貢献する商品、サービス、そして自らの在り様を果敢に創造する新たなチャレンジを開始すべく、京阪グループ中期経営計画「創生果敢」（平成27～29年度）（以下「本計画」といいます。）を推進しております。

本計画の概略は次のとおりであります。

1. 基本方針

京阪グループ第2創業ステージでの挑戦「創生果敢」

京阪グループは、創業以来一世紀にわたり育み守ってきた「安全・安心」の基盤をさらに強固にすると同時に、人口減少など厳しい経営環境に直面するなかで、創業の精神に立ち返り、社会の変化に機敏に対応して京阪グループ事業の質的向上を図り、過去の延長上から飛躍する新たな第一歩を踏み出す挑戦を開始します。

2. 主軸戦略

(a) 「観光創造」で新たな成長

年間5,000万人を超える観光客を迎える「京都」を沿線に持つ京阪グループは、その観光コンテンツ創造に注力し、京都への来訪・再訪を促進して沿線の成長を図ります。また、急伸する訪日外国人旅行者をターゲットとしたサービス・ラインナップの充実を図り、大阪・京都をはじめとする周辺エリアを含めたインバウンド市場の成長を京阪グループに取り込みます。

(b) 京阪沿線を新しくデザインする「沿線再耕」

高度成長期に急速に発展した京阪沿線は更新期を迎えていることから、駅を中心に沿線の「くらしの価値」を高めることに主眼を置いて新しく沿線をデザインする、ハード・ソフトの統合戦略として「沿線再耕」を展開します。

(c) 「くらしの価値」を高めるコンテンツの創造

お客さまのライフスタイルや求められる価値が変化する今日、理念を共有できる他企業・異業種との積極的な連携により「くらしの価値」を高める新たなコンテンツを創造し、コア事業である鉄道をはじめとするインフラ事業との相乗効果を高めます。特に、「健康的で美しくクオリティの高い生活」の実現と循環型社会に寄与するライフスタイル「バイオ - スタイル B I O - S t y l e」をテーマとした新たなコンテンツの創造に取り組みます。

(d) 「確固たるグループ経営」のスタイル確立

運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの4コア事業の競争力強化や事業拡大、新たな事業の創出など、確固たるグループ経営のスタイル確立のため、平成28年4月に持株会社体制に移行します。

3. 経営基盤の強化

(a) 「鉄道復権」に向けた間断なき鉄道活性化施策の推進

将来に繋がる基盤を構築することにより、旅客運輸収入の減少に歯止めをかけ、「鉄道復権」をめざします。

(b) グループの成長エンジンとしての不動産業

短期回転型販売事業を継続するとともに、賃貸事業で培ったノウハウを活かして主軸戦略に寄与し、沿線内外においてグループの成長エンジンとしての役割を果たします。

(c) 「まち」と「くらし」の価値を高める流通業

「沿線再耕」及び「観光創造」に商業コンテンツを供給し、沿線を中心に「まち」と「くらし」の価値を高めるとともに、商業施設事業の沿線外での展開を推進します。

(d) 「観光創造」を担うホテルとレジャー事業

「観光創造」に向けたホテル開発及び観光ルートの魅力向上を推進します。また沿線外も含めホテルの多店舗展開に向けた基礎固めとして既存ホテルのハード・ソフト両面での完成度向上を図り、出店拡大をめざします。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期を1年としております。

さらに、現在、当社の取締役7名のうち2名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また、監査役についても5名のうち3名は独立性を有する社外監査役を選任しております。これら社外取締役及び社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成24年6月19日開催の第90回定時株主総会においてご承認をいただき更新した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことを、平成27年4月30日開催の取締役会において決定し、これについて、平成27年6月17日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って行われたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることを目的としております。

手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合及びその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、買付内容などの検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などを行います。

新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。かかる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議を行うものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意識確認株主総会」といいます。)を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様様の意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意識確認株主総会の決議に従い、決議を行うものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続を行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります(ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。)

本プランの有効期間及び廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間(以下「有効期間」といいます。)は、第93回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4)取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2))について

本計画をはじめとして、上記(2)に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3))について

本更新は、上記(3) 記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として行われたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様の承認を得て行われたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

セグメント の名称	会社名・工事件名	投資予定額		着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
運輸業	(提出会社) (仮称)京阪特急プレミアムカー導入	1,570	2	平成27.10	平成29.9

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,595,886,000
計	1,595,886,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	565,913,515	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	565,913,515	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	565,913	-	51,466	-	12,868

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成27年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,862,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 558,481,000	558,481	同上
単元未満株式	普通株式 3,570,515	-	-
発行済株式総数	565,913,515	-	単元株式数1,000株
総株主の議決権	-	558,481	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権3個)が含まれております。

【自己株式等】

(平成27年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
京阪電気鉄道株式会社	大阪市中央区大手前1丁目7番31号	3,862,000	-	3,862,000	0.68
計	-	3,862,000	-	3,862,000	0.68

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

氏名	新役名及び職名		旧役名及び職名		異動年月日
三浦 達也	取締役 常務執行役員	四条河原町ビル準備室長、経営統括室副室長（事業推進担当＜新規事業＞） アセット事業部・開発事業部担当 [不動産業統括責任者]	取締役 常務執行役員	経営統括室副室長（事業推進担当＜新規事業＞） アセット事業部・開発事業部担当 [不動産業統括責任者]	平成27年7月1日
太刀川克己	取締役 常務執行役員	監査内部統制室長、経営統括室副室長（事業推進担当＜エリア戦略・観光＞）、京都担当 [レジャー・サービス業統括責任者]	取締役 常務執行役員	監査内部統制室長、経営統括室副室長（事業推進担当＜エリア戦略・観光＞） [レジャー・サービス業統括責任者]	平成27年7月1日
前田 佳彦	取締役 常務執行役員	持株会社移行準備室長、経営統括室室長代理（総務部・人事部・経理部担当）	取締役 常務執行役員	経営統括室室長代理（総務部・人事部・経理部担当） 経営統括室経理部長	平成27年7月1日

（注）当社は、執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における執行役員の役職の異動は、次のとおりであります。

氏名	新役名及び職名		旧役名及び職名		異動年月日
浅井 栄一	常務執行役員	経営統括室副室長 鉄道営業部・大津鉄道部担当 [運輸業副統括責任者]	常務執行役員	経営統括室副室長 鉄道営業部・大津鉄道部担当 鉄道営業部長 [運輸業副統括責任者]	平成27年7月1日
上野 正哉	執行役員	四条河原町ビル準備室副室長 [流通業統括責任者]	執行役員	[流通業統括責任者]	平成27年7月1日
石丸 昌宏	執行役員	持株会社移行準備室副室長 経営統括室経営戦略担当・IT推進部担当	執行役員	経営統括室経営戦略担当・IT推進部担当 経営統括室人事部長	平成27年7月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,600	25,529
受取手形及び売掛金	30,892	21,195
有価証券	352	2,227
販売土地及び建物	101,243	108,495
商品	1,894	2,180
繰延税金資産	2,614	2,144
その他	8,110	11,072
貸倒引当金	260	284
流動資産合計	171,449	172,560
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	187,950	192,564
機械装置及び運搬具(純額)	12,979	12,848
土地	206,616	206,585
建設仮勘定	2,119	5,648
その他(純額)	8,476	8,126
有形固定資産合計	418,141	425,774
無形固定資産		
8,820	8,820	8,131
投資その他の資産		
投資有価証券	47,358	44,390
長期貸付金	388	387
繰延税金資産	1,656	1,766
退職給付に係る資産	1,464	289
その他	15,033	14,737
貸倒引当金	75	62
投資その他の資産合計	65,825	61,507
固定資産合計	492,787	495,413
資産合計	664,236	667,973

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,404	12,782
短期借入金	106,105	102,167
1年内償還予定の社債	10,251	10,191
未払法人税等	4,191	3,874
繰延税金負債	2	1
前受金	10,207	7,694
賞与引当金	2,637	1,673
商品券等引換損失引当金	384	400
その他	46,956	34,690
流動負債合計	192,141	173,478
固定負債		
社債	60,403	60,252
長期借入金	134,234	139,782
長期末払金	253	624
繰延税金負債	9,349	10,156
再評価に係る繰延税金負債	32,715	32,713
役員退職慰労引当金	620	415
退職給付に係る負債	19,665	17,223
その他	24,339	25,400
固定負債合計	281,581	286,568
負債合計	473,722	460,046
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,466	51,466
資本剰余金	28,819	28,823
利益剰余金	60,525	76,238
自己株式	1,497	1,543
株主資本合計	139,314	154,984
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,187	15,847
土地再評価差額金	35,496	35,931
退職給付に係る調整累計額	1,881	1,518
その他の包括利益累計額合計	48,801	50,261
非支配株主持分	2,398	2,681
純資産合計	190,513	207,927
負債純資産合計	664,236	667,973

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益	196,228	216,979
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	156,837	169,154
販売費及び一般管理費	18,680	20,531
営業費合計	175,517	189,686
営業利益	20,710	27,293
営業外収益		
受取利息	10	29
受取配当金	627	742
持分法による投資利益	8	29
雑収入	595	814
営業外収益合計	1,241	1,616
営業外費用		
支払利息	2,979	2,723
雑支出	545	1,147
営業外費用合計	3,525	3,870
経常利益	18,426	25,038
特別利益		
負ののれん発生益	340	4,709
補助金	412	543
投資有価証券売却益	11	348
固定資産売却益	929	330
工事負担金等受入額	17,560	68
その他	-	49
特別利益合計	19,254	6,049
特別損失		
段階取得に係る差損	-	2,119
固定資産除却損	79	680
固定資産圧縮損	16,991	217
減損損失	1	8
その他	-	17
特別損失合計	17,072	3,042
税金等調整前四半期純利益	20,609	28,045
法人税、住民税及び事業税	5,506	7,440
法人税等調整額	1,175	764
法人税等合計	6,682	8,205
四半期純利益	13,926	19,840
非支配株主に帰属する四半期純利益	208	319
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,718	19,520

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	13,926	19,840
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,122	657
退職給付に係る調整額	402	363
その他の包括利益合計	2,525	1,021
四半期包括利益	16,452	20,861
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,241	20,544
非支配株主に係る四半期包括利益	210	316

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

従来持分法適用関連会社であった㈱大阪マーチャンダイズ・マートは、株式の追加取得により子会社となったため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益及び当第3四半期連結会計期間末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

下記の連結会社以外の会社の借入金に対して保証予約を行っております。

保証予約

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
中之島高速鉄道㈱	26,532百万円	中之島高速鉄道㈱	25,464百万円
㈱文化財サービス	80	㈱文化財サービス	80
㈱京福コミュニティサービス	28	㈱京福コミュニティサービス	19
㈱はちけんや	22	㈱はちけんや	16
計	26,662	計	25,579

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
減価償却費	12,853百万円	13,222百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,967	3.5	平成26年3月31日	平成26年6月20日	利益剰余金
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	1,686	3.0	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,686	3.0	平成27年3月31日	平成27年6月18日	利益剰余金
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	1,686	3.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
営業収益								
外部顧客への営業収益	66,966	32,069	73,421	22,982	789	196,228	-	196,228
セグメント間の内部営業収益又は振替高	995	9,078	291	23	507	10,896	(10,896)	-
計	67,962	41,148	73,712	23,005	1,296	207,124	(10,896)	196,228
セグメント利益	7,022	7,785	2,509	3,288	9	20,615	94	20,710

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
営業収益								
外部顧客への営業収益	69,836	47,175	74,347	24,819	800	216,979	-	216,979
セグメント間の内部営業収益又は振替高	1,006	9,078	298	26	515	10,926	(10,926)	-
計	70,842	56,253	74,646	24,846	1,315	227,905	(10,926)	216,979
セグメント利益又は損失()	9,952	10,152	2,159	5,009	8	27,264	28	27,293

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来「その他の事業」セグメントで管理していた(株)ピオ・マーケットを、管理区分の変更に伴い「流通業」セグメントへ移管しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当該変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	24円40銭	34円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	13,718	19,520
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額 (百万円)	13,718	19,520
普通株式の期中平均株式数 (千株)	562,146	562,057

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成27年10月29日開催の取締役会において、第94期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

- (a) 中間配当による配当金の総額 1,686,153,762円
 (b) 1 株当たりの金額 3円00銭
 (c) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年12月 1 日

(注) 平成27年 9 月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

京阪電気鉄道株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 康弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている京阪電気鉄道株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、京阪電気鉄道株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。